

九運旅二第131号  
平成24年7月5日

各 運輸支局長 殿

九州運輸局自動車交通部長  
(公印省略)

一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定及びハイヤー事業限定を除く。）  
におけるユニバーサルデザインタクシー車両の車体表示及びバリアフリー対応  
型乗合タクシー車両への表示について

標記について、管内における具体的な取扱いを下記のとおり定めたので通知する。

#### 記

#### I. 一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定及びハイヤー事業限定を除く。）に おけるユニバーサルデザインタクシー車両の車体表示

一般車両（一般の需要に応じることができる事業用自動車（ハイヤー車両及び特  
殊車両（一般車両以外の事業用自動車）は対象外）として使用する場合の表示事項  
及び表示方法等の取扱い

##### 1. 表示の対象となる車両及び表示すべきマークについて

- ①「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度」においてレベル2の認定を  
受けた一般車両については、別紙1に定める表示マークを表示するものとする。
- ②「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度」においてレベル1の認定を  
受けた一般車両については、別紙2に定める表示マークを表示するものとする。
- ③「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度」における認定を受けていな  
い車椅子用スロープ又はリフトを備えた一般車両については、別紙3に定める表  
示マークを表示することを推奨する。

##### 2. 表示マークの大きさについて

15cm四方以上とする。

##### 3. 表示位置について

窓ガラス部分以外の車体の前面、左側面及び後面に外部より見やすいように、塗装  
又はステッカーにて表示するものとする。

##### 4. 施行期日

平成24年10月1日より施行する。

## Ⅱ. バリアフリー対応型乗合タクシー車両への表示について

### 1. 表示の対象となる車両及び表示すべきマークについて

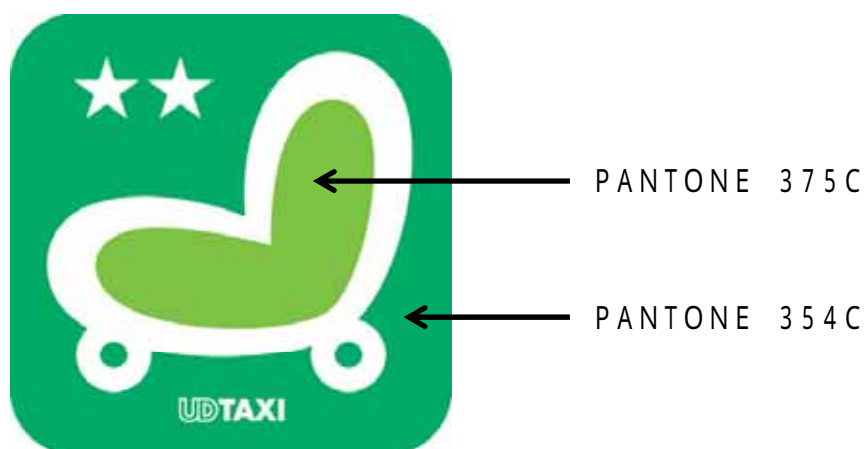
- ①別紙4の基準に適合した車両を乗合タクシー(乗車定員11人未満の自動車を用い、道路運送法上の許可又は登録を受けて行う乗合旅客の運送の用に供する自動車)を運行の用に供するときは、別紙5に定める表示マークを表示することを推奨する。

(別紙1)

「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度」においてレベル2の認定を受けた一般車両用の表示マーク



配色について

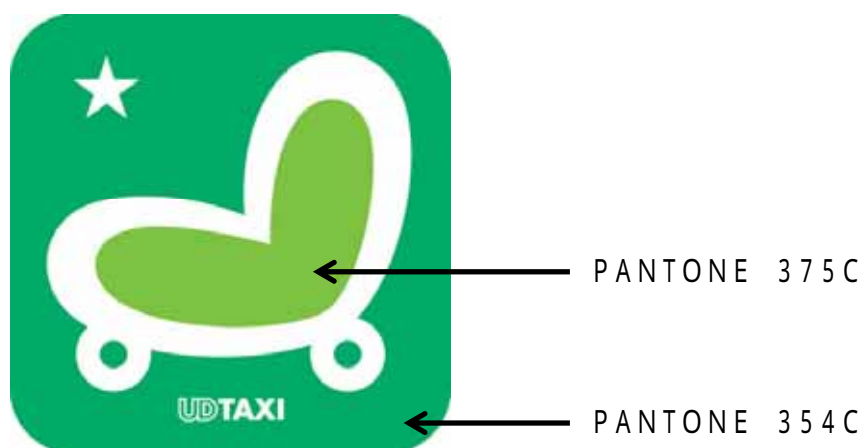


(別紙2)

「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度」においてレベル1の認定を受けた一般車両用の表示マーク



配色について



認定状況については、下記にて確認してください。

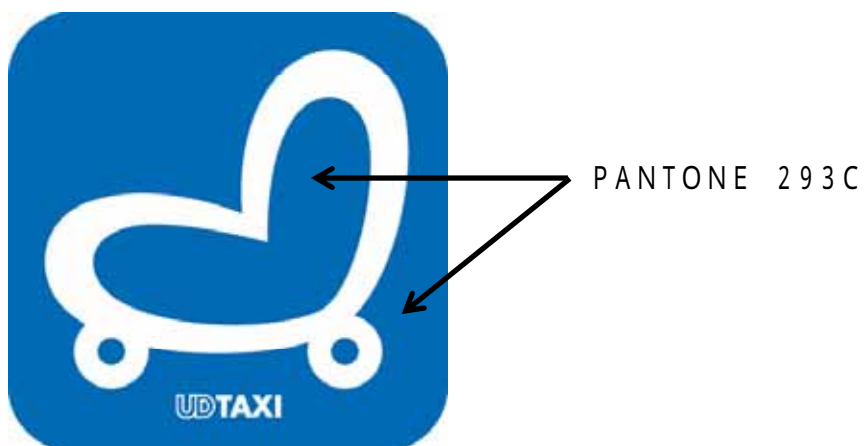
[http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha03\\_hh\\_000117.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha03_hh_000117.html)

(別紙3)

「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度」における認定を受けていない  
車椅子用スロープ又はリフトを備えた一般車両用の表示マーク



配色について



項目	標準的な内容
シートレイアウト	<p>最大10人が同時に乗車できること。            下肢に痛みを抱えている障害者や高齢者の方が立ち座りがしやすいように、車内(運転席除く)に横向き座席を設置する。なお車いす乗降時には後側の一部を跳ね上げとすること。また、横向きシートでは、立ち座りしやすいよう2席ごとに縦手すりを1本配置すること。            郊外において長距離輸送する路線等で用いる場合には、乗車性に鑑み、シートを前向きに配置してもよい。</p>
乗降ステップ	<p>ステップ奥行きは200mm以上とすること。            補助ステップと通常ステップの2段を設け、ステップ高さの差を30mm以内とすること。            段差を明示するようステップ端部は周囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差が大きいものとすること。</p>
乗降口の手すり	<p>乗降口の左右に高齢者等が両手でつかめる間隔で手すりを設ける。また、横向きシートでは、立ち座りしやすいよう2席ごとに縦手すりを1本配置すること。</p>
後部リフト	<p>全長1200mm以上、全幅750mm以上            乗降時に車いすの落下を防止する装置の設置または同等の対応をすること。            リフト誤作動を防止するための安全装置(サイドブレーキを引いていないとリフト作動しない、リフト昇降時に障害物検知により自動停止など)の設置。</p>
室内高さ	<p>容易に移動できるように1500mm以上とする。</p>
室内色彩	<p>手すり、注意箇所等は高齢者や視覚障害者にも分かりやすい配色とすること。</p>
コミュニケーション設備	<p>聴覚・言語障害者とのコミュニケーション円滑化のために筆談用のメモ用紙などを保管できるスペースを設けること。</p>
車いすスペース	<p>車いすのスペースを一つ以上設けること。</p>



配色について  
PANTONE 299Cを適用のこと

現時点で該当するのは、トヨタ・ハイエースの「福祉タクシー仕様車タイプ」のみです。(以下、トヨタのHP参照)

[http://toyota.jp/welcab/hiace/w\\_chair/index.html](http://toyota.jp/welcab/hiace/w_chair/index.html)

今後、基準を満たす車両ができた場合は、その都度情報提供するようにしたいと考えております。